

銚子労基署たより

令和6年11月1日発行
銚子労働基準監督署

11月は「過労死等防止啓発月間」です ～「過重労働解消キャンペーン」を実施します～

(1) 銚子監督署管内における労働災害発生状況

令和6年（9月末日現在）における銚子監督署管内（銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町）の休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、126件と前年同期比-8件（-6.0%）の状況となっております。内訳では、高年齢労働者の転倒災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年（※銚子署管内172件発生）と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。なお、計画初年度であった昨年は、残念ながら、2022年と比較して死傷災害が増加（+10件）しております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、「エイジフレンドリーガイドライン」などをご活用いただき、高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめ、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

エイジフレンドリーガイドライン ⇒



(2) 11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」
（千葉会場）※参加無料。どなたでも参加可。

（日時）令和6年11月26日（火）
14:00～16:30

（場所）千葉市民会館 小ホール
（千葉市中央区要町1-1）

（申込）こちらまで ⇒



(3) 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

(主な実施事項)

- ① 労使の主体的な取組を促します
- ② 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- ③ 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します
- ④ 11月2日(土)を特別相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します
- ⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

「過重労働解消キャンペーン」厚生労働省 HP⇒



11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00 なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル ☎ **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK 過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談ほっとライン ☎ **0120-811-610** 相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00

11月2日(土)は、SNS相談も実施しています

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

(4) フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタートします

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されます。

個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。法の取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。

詳しくは、厚生労働省HPをご確認ください。

(ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ)



フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。

法律の目的
この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
②フリーランスの方の就業環境の整備
を図ることを目的としています。

法律の適用対象
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象外

この法律の対象
企業(従業員を使用) → フリーランス(従業員を使用していない)
企業(従業員を使用) → フリーランス(従業員を使用していない) → 消費者(不特定多数)
消費者が家族写真の撮影を委託(事業者ではなく消費者からの委託)
自作の写真集をネットで販売(委託ではなく売買)

- この法律は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。